

令和2年度 都城高専都城北支部総会資料

1、都城北支部役員

理事	有馬政彦
代議員	佐藤清美
代議員	瀬戸口正恵
代議員	中原恭子
代議員	川野希

2、後援会の概要

- (1) 目的(第2条) 都城高専の教育事業の援助、協力及び会員相互の親睦
- (2) 会員(第4条) 正会員と賛助会員からなり、正会員は学生の保護者
令和2年度 842名 うち都城北支部181名(21.4%)
- (3) 支部(第5条)

都城南支部	224名(26.6%)
都城北支部	181名(21.4%)
曾於支部	50名(5.9%)
宮崎支部	135名(16.0%)
宮崎県北支部	67名(7.9%)
西諸県支部	70名(8.3%)
西都児湯支部	18名(2.1%)
南那珂支部	35名(4.1%)
鹿児島東支部	35名(4.1%)
鹿児島西支部	27名(3.2%)
- (4) 支部役員(第6条、第10条)
理事、代議員は正会員のうちから各支部において選出
任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年
- (5) 会議(第9条～第14条)
理事会：事業計画等の企画立案と会務の執行
代議員会：総会に代わる最高議決機関。後援会の事業計画、予算及び決算、会則の改廃、役員等の選出など、その他重要な事項を審議し決定する。
- (6) 後援会の事業(補助内容)
学生・保護者に有効な支援となるように、毎年事業の見直しを重ねており、学生全員が支援を享受できるよう公平性にも配慮するよう取り組んでいます。

令和2年度予算措置

補助内容

一般会計

○教育への助成

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 新入生研修補助費 | 新入生研修経費補助 |
| 2. 表彰副賞補助費 | 学業成績優秀賞、課外活動優秀賞、皆勤賞、精勤賞他 |
| 3. 学内研修費 | 4年生学内研修、4年生研究発表優勝学科へ副賞補助、特別活動、バイク点検、バイク実技指導 |
| 4. 適性検査受験補助費 | 4年生全員へ適性検査全額補助(2,500円) |
| 5. TOEIC受験補助 | 年会費補助、4年生(3,200円)・3年生(2,200円)全額補助 |
| 6. 研究発表等補助 | 専攻科生学会発表旅費補助 |
| 7. ティーチングアシスタント補助 | 専攻科生による実験等への授業補助及び高学年生による低学年生への補講に対する手当 |

- 8. 特別補講実施経費 試験監督手当
- 9. 学外研修費 専攻科生の学外研修参加旅費

○学生厚生補導への助成

- 1. 就職開拓補助費 企業等訪問への諸経費
- 2. 学生指導費 補導、家庭訪問、保護者面談、課外指導手当等
- 3. 入学写真助成金 新入生に入学写真贈呈
- 4. チャレンジ支援事業 国家資格受験料の半額補助、外部講師補講の補助
- 5. インフルエンザ予防接種補助 申請により 1,000 円補助

○後援会運営費

後援会活動に必要な経費支出

体育大会特別会計・文化部活動特別会計・特定事業特別会計

○体育・文化関係課外活動への補助

1. 体育大会特別会計・文化部活動特別会計 地区大会出場経費補助

宿泊費：6,000 円は自己負担で超過分は 6,000 円を限度に補助

交通費：自己負担を超える部分を補助

自己負担額 航空機・船舶：1 人一律 6,000 円

JR・高速バス：1 人 1 日あたり 2,000 円

貸切バス：バスに乗った学生全員 1 人 1 日あたり 2,000 円

体育：九州沖縄地区高専大会、西日本地区駅伝競走大会、九州沖縄地区弓道大会、
高校総体、鹿児島高専親善試合

文化：ロボコン、九州地区英語弁論大会、吹奏楽コンクール(県・九州地区)、
低燃費車競技、デザインコンペティション・プログラミングコンテスト

- ・各種大会分担金補助 各大会参加料等補助
- ・課外指導手当補助 時間外・休日の顧問手当
- ・クラブ登録料補助 団体登録料・コーチ・監督登録料補助

2. 特定事業特別会計 全国大会出場経費補助

体育大会特別会計・文化部活動特別会計と同じ補助内容

寄付金 学生引率の為の教員旅費等を寄附

- 基金 1. 記念行事基金 都城高専記念行事の為の積立金
- 2. アルバム作成助成基金 卒業生に卒業アルバム贈呈

3、後援会役員

・後援会役員

会長	坂元昭仁	5C	都城北支部
副会長	内村真吏子	5C・2SE	都城北支部
〃	内山正旦	5C	西諸県支部
〃	吉田さつき	3C	都城南支部
〃	那須肇	3E	都城南支部
監事	荒武圭一	1SE	曾於支部
〃	迫田宏和	3E	都城南支部
顧問	東利郎		都城南支部
〃	徳留光一	2SA	曾於支部

4、高専祭への参加（開催の可否は現在未定）

開催日：令和2年10月31日（土）

場所：都城高専

内容：カレーうどん1,000食 無料配布・調理

目的：学校行事に参加して、学校・保護者同士の親睦を図る

実績：平成22年度 口蹄疫復興支援宮崎牛カレーうどん 1,000食
平成23～25年度 国産牛カレーうどん 1,200食
平成26～29年度 国産牛カレーうどん 1,000食
平成30年度 国産牛カレーうどん 1,100食
令和元年度 国産牛カレーうどん 1,000食

5、都城北支部役員会の開催と協議内容について

○第1回役員会 令和2年8月4日（火）沖水地区公民館 18時00分～

- ・支部総会の中止を決定。
- ・都城北支部の活性化について協議、現在の郵送による連絡体制を見直し、SNSを活用して会員の意見を、広く集める体制とすることを決定。
- ・高専のコロナ対策について、会員より寄せられた要望や意見の協議
コロナ対策によるリモート授業が続いており学生も保護者も不安を感じている。
高専の対応策の決定の経緯等に関する情報が少なく、県立高校や他の高専との対応に相違がある。

リモート授業における学生のフォローアップ体制がどのようになっているか知りたい。今後いつまでこの状況が続くか不安であるなどの意見が出された。

→支部後援会より後援会に9月中旬に意見を提出する。

○第2回役員会 令和2年9月5日（土）沖水地区公民館 18時30分～

- ・会員あて支部総会中止文書の協議、支部総会資料の協議、都城北支部の活性化について協議する。
- ・後援会に提出する意見書の協議
- ・会員あて文書の郵送作業の実施

○今後の予定

- ・高専祭への参加【開催の可否は未定】
開催が決定したら、会員への案内を実施する。
- ・学校・後援会に対しての意見集約（9月下旬を目安に）

都城工業高等専門学校後援会会則

(名称)

第1条 本会は、都城工業高等専門学校後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、都城工業高等専門学校の教育事業を援助し、協力するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 教育事業運営に必要な援助
- (2) 学生の課外活動の助成
- (3) 学生の学習及び福利厚生に対する補助
- (4) 学生の施設設備の整備等に対する補助
- (5) 研究会、講演会等の開催
- (6) 学生の就職斡旋業務に対する補助
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会对し、特に功績のあった者及び本会の趣旨に賛同する者で、理事会で推薦された者

第5条 本会の運営を円滑ならしめるため、次の地区に支部を置く。

- (1) 都城南地区（次号に属さない都城市の地区、他の地区に属さない地区）
- (2) 都城北地区（沖水地区 庄内地区 西岳地区 志和池地区 高城地区 山之口地区 山田地区 高崎地区 三股町）
- (3) 曾於地区（曾於市 志布志市 大崎町）
- (4) 宮崎地区（宮崎市 東諸県郡）
- (5) 宮崎県北地区（延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡）
- (6) 西都・児湯地区（西都市 児湯郡）
- (7) 西諸県地区（小林市 高原町 えびの市）
- (8) 南那珂地区（日南市 串間市）
- (9) 鹿児島東地区（鹿屋市 肝属郡 垂水市）
- (10) 鹿児島西地区（前号を除く市郡）

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会の運営に当たる。
- (2) 副会長 4名 会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
- (3) 理事 各支部1名 支部を代表し、会務の執行に当たる。
- (4) 監事 2名 会計監査に当たる。

2 本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名 会の運営について助言する。

(役員を選出)

第7条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、正会員又は賛助会員のうちから理事会において選出する。
- (2) 副会長は、正会員のうちから理事会において選出する。
- (3) 理事は、正会員のうちから各支部において選出する。
- (4) 監事は、正会員又は賛助会員のうちから代議員会において選出する。
- (5) 顧問は、正会員又は賛助会員のうちから、会長が必要と認めたときに委嘱する。
この場合において、会長経験者を委嘱するときは、原則として直近2名までとする。

ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項第1号及び第2号の会長及び副会長の決定については、代議員会の承認を得なければならない。

3 第1項第5号の顧問の委嘱については、理事会の承認を得なければならない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、理事会の議を経て補充する。

ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、代議員会及び理事会とする。

2 会長が総会の決議事項の目的である事項について提案をした場合、総会を招集することなく書面により代議員会構成員の過半数の賛同を得て決議することができる。可否同数の時は、会長の決するところとする。

(代議員会)

第10条 代議員会は、正副会長、理事、顧問及び各支部から選出された代議員をもって構成し、総会に代わる最高議決機関とする。

2 代議員の数は、正会員50名毎に1名とし、その端数が25名以上の場合は、1名を加えた数とする。

3 前項の規定にかかわらず、代議員の数が4名を超える場合は、4名とし、その数が2名に達しない場合は、2名とする。

4 代議員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、補欠の代議員任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事は、代議員を兼ねることはできない。

第11条 会長は、代議員会を毎年1回4月に招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

第12条 代議員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 本会の事業計画

(2) 予算及び決算

(3) 会則の改廃

(4) 監事の選出

(5) その他重要な事項

2 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、過半数をもって議決する。ただし、各支部1名を限度とし、委任状をもって出席者に代えることができる。

(理事会)

第13条 理事会は、正副会長、理事及び顧問をもって構成する。

2 会長は、理事会を必要に応じ招集し、その議長となる。

3 やむを得ない理由のため、出席できない理事は、所属する支部の代議員を代理者として、出席させることができる。

第14条 理事会は、本会の事業計画、予算決算及び会則の改廃その他重要な事項を企画立案し、かつ、会務の執行に当たる。

(学生寮保護者会)

第15条 本会に学生寮保護者会を置く。

2 学生寮保護者会に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、入会金及び寄付金をもって充てる。

第17条 会費は、本校学生が会計年度を通して在籍する場合に、年額として取り扱うものとし、学生1名につき年額25,000円とし、4月末日までに正会員が納入するものとする。ただし、留学、転校、退学、休学等により在籍期間が1年に満たない場合は、25,000円を12で除した額に在籍月数を乗じて得た額を在籍会費とする。この場合において、在籍月数が1月未満の場合は1月とし、在籍会費に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特別の事情があると認められた場合は、会費を年2回に分納することができる。この場合において、会費の納入期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 前期 4月末日まで

(2) 後期 10月末日まで

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員が年3回以上の分納又は金額を指定した分納を希望する場合は、会長が正会員に面談し、分納確認書を作成するものとする。
- 4 入会金は、10,000円とし、入学手続き時に納入する。ただし、入会時に兄弟が都城工業高等専門学校に在籍している場合、又は都城工業高等専門学校を卒業した学生が、専攻科へ入学する場合は、入会金を免除する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第19条 本会の運営に特に功績があると認められた者及び課外活動で顕著な成績をあげた者は、これを表彰することができる。

(慶弔)

第20条 本会の会員及び学生に慶弔があるときは、見舞金等を贈ることができる。

第21条 第19条・第20条については、この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務)

第22条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置く。

2 必要がある場合には、役員会その他会議に対応するためアドバイザーをおくことができる。

(専決)

第23条 会長は次の各号に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 予備費の充用に関すること。
- (2) 100万円以下の予算項目間の予算流用に関すること。
- (3) 補助基準の特例に属する取扱いに関すること。

附 則

1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 都城工業高等専門学校後援会会則(昭和39年4月20日施行)は、廃止する。

(中略)

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。